

事務連絡  
令和6年1月29日

各都道府県

男女共同参画主管課  
配偶者暴力相談支援センター主管課  
性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター所管課

御中

内閣府男女共同参画局  
総務課  
男女間暴力対策課

令和6年能登半島地震における被災者への相談窓口の周知等について  
(依頼)

平素より、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関し、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震による災害対応に関しては、石川県において、県外を含む二次避難所への二次避難等（広域避難）が進められているところと承知しています。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月内閣府男女共同参画局）においても、過去の災害時において配偶者等からの暴力（DV）や性暴力が発生していること、生活環境の変化から家族との関係が変化することでDV等に悩む人が増加することなどが記載されており、また、被害の潜在化も懸念されることから、DVや性暴力の防止や相談窓口の周知を行うことが重要です。

令和6年能登半島地震における被災者を受け入れる各都道府県においては、被災者が、その住所地にかかわらず、避難先の市区町村（指定都市含む。）等で、DVや性暴力の被害について相談することができるよう御配慮いただくとともに、生活支援情報等の提供に併せて相談窓口を案内するなど、被災者に対する相談窓口の周知を行っていただくようお願いいたします。

なお、下記参考に示すDV相談ナビ（#8008）や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通番号（#8891）は、発信地等の情報から、都道府県が運営する相談機関の窓口につながります。

また、「今般の石川県能登地方の地震による災害対応における男女共同参画

の視点からの取組促進について」(令和6年1月17日付け内閣府男女共同参画局総務課・男女間暴力対策課事務連絡)において御案内のとおり、内閣府男女共同参画局作成の相談窓口の周知に係る広報物の提供も可能となっておりますので、必要に応じて御依頼ください。

令和6年能登半島地震における被災者の方々への支援等に御協力を賜りますようお願いいたします。

本事務連絡の内容については、貴管内の市区町村(指定都市含む。)、貴団体内関係部局、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター等に対して適宜周知いただきますようお願いいたします。

#### 【参考】

内閣府男女共同参画局作成広報物

- ・DV相談ナビ #8008

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/dv\\_navi/index.html#dv\\_navi](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html#dv_navi)

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/consult.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html)

(本件連絡先)

内閣府男女共同参画局

総務課 片山、藤田、渋谷  
浅井、吉楽

TEL : 03-5253-2111 (内線 37568, 37516)

Mail: renkei.chiiki@cao.go.jp

(男女共同参画主管課)

男女間暴力対策課 安藤、吉原、浅場

TEL : 03-5253-2111 (内線 37567)

Mail: g.dv.y3p@cao.go.jp (DV)

g.sa.j8t@cao.go.jp (性暴力)